

独立行政法人水資源機構分任契約職

≪曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 自動車の点検整備外単価契約(三重用水管理所)
- 2 施 行 場 所 三重県三重郡菰野町菰野7961-2
独立行政法人水資源機構三重用水管理所
- 3 工 期 契約締結日の翌日 から 令和8年3月31日 まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令 和 7 年 11 月 4 日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5)質 問 書 令 和 7 年 10 月 23 日 12:00 まで
※質問の回答については、令和7年10月27日までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年11月4日 16:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

仕 様 書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する自動車の点検整備外単価契約（三重用水管理所）に適用する。

第2節 目的

発注者が運用する自動車の点検整備（6ヶ月点検整備、12ヶ月点検整備）及び車検等を実施することを目的とする。

なお、点検整備・車検の際に見つかった不具合箇所の部品交換・修理等のすべてのものを含むものとする。

但し、交換・修理等に当たっては、事前に発注者に協議するものとする。

- ・6ヶ月点検整備
- ・12ヶ月点検整備
- ・車検
- ・エンジンオイル交換
- ・オイルエレメント交換
- ・ワイパーゴム交換
- ・ウォッシャー液補充
- ・パンク修理
- ・タイヤ付け替え（ホイール付き状態での交換作業をいい、ホイールとゴム部分の脱着ではない。）

第3節 契約期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

第4節 対象車両

4-1 三重用水管理所で運用する車両

三重県三重郡菰野町菰野7961-2（台数 9台）

No.	車 両 名	登録番号	種 別	有効期限の満了する日(車検)
①	ADバン	三重400に 114	小型	令和7年12月14日※
②	アクティ	三重480こ6720	軽自動車	令和8年3月29日※
③	アウトランダー	三重800す9262	普通	令和7年11月19日※
④	イグニス	三重800せ3839	小型	令和8年3月4日※
⑤	エブリィ	三重480に4031	軽自動車	令和8年10月12日
⑥	ハイゼット	三重480ち9833	軽自動車	令和8年12月17日
⑦	キャンター	三重100そ5171	普通	令和7年11月19日※
⑧	アルファード	三重300め6943	普通	令和8年7月28日
⑨	フィット	三重302ち2215	普通	令和8年11月20日

※令和7年度に車検がある車両

第5節 その他

5-1 6ヶ月点検整備、12ヶ月点検整備及び車検については、受注者が車両を点検整備又は車検を行う場所へ移動させて行うものとし、整備終了後、車両を発注者のもとへ戻すものとする。

5-2 車検については、基本点検費、検査代行手数料及び書類作成料のみとし、車検に

必要となる法定費用（自賠責保険料、重量税及び印紙代）は含まない。

- 5－3 その他、発注者の指示により、上記点検以外に緊急的な点検を指示する場合がある。その内容は6ヶ月点検と同内容とする。
- 5－4 車検に係る法定費用は、受注者からの請求に基づき支払うものとする。
- 5－5 第4節の対象車両については、増減又は変更することがある。この場合には、変更契約の対象とする。
- 5－6 仕様書等に記載のない事項、又は履行に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

令和7年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
氏 名

見積書

(件 名) 自動車の点検整備外単価契約(三重用水管理所)

車両名及び登録番号										予定数量	単位	計
ADバン 三重400に 114	アクティ 三重480こ6720	アウトランダー 三重800す9262	イグニス 三重800せ3839	エブリイ 三重480に4031	ハイゼット 三重480ち9833	キャンター 三重100そ5171	アルファード 三重300め6943	フィット 三重302ち2215				
1. 点検等に係る費用												
6ヶ月点検整備										1	回	0
12ヶ月点検整備										1	回	0
車 検										1	回	0
2. 部品等の交換に係る費用												
エンジンオイル交換 (1式)										1	回	0
オイルエレメント交換										1	個	0
ワイパーゴム交換 (1本)										2	本	0
ウォッシュヤー液補 充 (1ℓ)										3	ℓ	0
3. タイヤに係る費用												
パンク修理 (1本)										1	本	0
タイヤ付け替え (一式単価)										1	回(4本)	0
タイヤ付け替え (一式単価)										1	回(6本)	0
											合計	0

- (1)各作業は、受注者が発注者のもとへ出張し修理・付け替え等を行うか、受注者が車両を点検整備又は車検を行う場所へ移動させて行うものとし、整備終了後、車両を発注者のもとへ戻すものとする。
- (2)6ヶ月点検整備及び12ヶ月点検整備については、基本点検費のみとする。
- (3)車検については、基本点検費、検査代行手数料及び書類作成料のみとし、車検に必要な法定費用(自賠責保険料、重量税及び印紙代)は含まない。
- (4)車検に係る法定費用は、受注者からの請求に基づき支払うものとする。
- (5)エンジンオイル交換、エレメント交換は交換に係る技術料等全てを含む車両1台1回当たりの単価とする。
- (6)ワイパーゴムは1台当たりの平均単価(1本)とし、交換に係る技術料等全てを含むものとする。
- (7)ウォッシャー液補充は10当たりの単価とし、補充に係る技術料等全てを含むものとする。
- (8)パンク修理は、車両からの脱着、技術料等全てを含む1本当たりの単価とする。
- (9)タイヤ付け替えは、技術料等全てを含む車両1台1回当たりの単価とする。
- (10)パンクの修理について、修理が不可能な場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (11)予定数量は各車両ごとの数量である。また、数量は契約期間中の予定数量のため、実際の発注数量と増減することがあり、最低発注数量を
保証するものではない。

(案)

単 価 契 約 書

- 1 件 名 自動車の点検整備外単価契約（三重用水管理所）
- 2 品名及び単価 別紙単価表のとおり
- 3 契 約 期 間 令和7年 月 日～令和8年3月31日

独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、発注者の所有する自動車の6ヶ月点検整備、
12ヶ月点検整備及び車検等に関し、次のとおり単価契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
	氏 名	独立行政法人水資源機構分任契約職
		木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

受注者	住 所
	氏 名

(総則)

第1条 本契約に関し、受注者は、発注者の依頼により、別紙単価表に基づき、発注者の所有する自動車の6ヶ月点検整備、12ヶ月点検整備及び車検等（以下「業務」という。）を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継してはならない。

(単価等)

第3条 受注者が行う業務の内容及び単価は、別紙単価表によるものとする。ただし、当該単価表に無い修理等を行う必要が生じた場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議のうえ別途見積書を作成、提出し了解を得たうえで修理等を行うことができる。

(履行方法等)

第4条 受注者は、6ヶ月点検整備、12ヶ月点検整備を終えたときは、点検整備記録簿を速やかに発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

2 受注者は、車検を終えたときは、車検証及びその他検査終了に係る書類を速やかに発注者に提出するものとする。

(請求及び支払)

第5条 受注者は、第3条の業務実施に係る費用及び車検に係る法定費用を、別途、発注者に請求するものとする。この場合において、発注者に対する請求は、請求書の提出によるものとする。

2 発注者は、受注者が発行する請求書を受領したときは、速やかに受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者及び受注者が、契約期間内に本契約を解除する場合は、1ヶ月前までに、相手方に解約の通知をしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に通知を行い、本契約を解約することができる。

一 受注者が理由なく、業務に応じないとき、業務を著しく遅滞させたとき、業務に瑕疵があったとき、又は業務の全部又は一部を履行しなかったとき

二 受注者が正当な理由なしに契約の解約を申し出たとき

三 受注者が発注者の承認を受けないで、契約の履行を第三者に譲渡し、又は委託したとき

四 受注者が、受注者の責めに帰すべき理由により発注者の指定する期限までに業務の履行がなされなかったとき

(その他)

第7条 本契約に定めのない事項、又はこの契約の履行に関し疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月21日に交付された(件名:自動車の点検整備外単価契約(三重用水管理所))の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。